

プロ人材就業補助金 Q&A

【制度の目的】

Q1：この補助金はどのような目的で設けられたのですか。

A1：地域での人口流出や少子高齢化により、担い手が不足している中小企業等が、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、同拠点に登録している民間人材ビジネス事業者から専門的な能力や経験を有する人材の紹介を受け、その人材を受け入れる際に必要な費用の一部を助成することで、県内へのプロフェッショナル人材の還流を後押しするとともに、地域の中堅、中小企業の経営革新を支援するために設けたものです。

【補助対象者】

Q2：社会福祉法人や学校法人、NPO法人、農業協同組合は対象となりますか。

A2：いずれも、県内に本社、支社、事業所等があり、かつ、県税の未納がない、雇用保険の適用事業主であるなど、本補助金交付要綱に規定する条件を満たす事業者であれば、対象となります。

【補助対象者】

Q3：国又は地方公共団体の機関、独立行政法人は対象になりますか。

A3：本要綱で定める事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、商業その他の事業を行う者を指しますが、国、地方公共団体及びそれらが経営する企業並びに独立行政法人及び地方独立行政法人は対象となりません。

【補助対象者】

Q4：本社が県外にある場合は、対象になりますか。

A4：本社が県外にあっても、支社、事業所等が長野県内にあり、その県内の支社、事業所等でプロフェッショナル人材を雇用するときは対象となります。（県内事業所の代表者が申請する場合のみ対象です。）ただし、県外の本社、支社等からの配置換えにより県内事業所に就業するものなど、同一事業者間（会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社間も含む。）での異動は対象外です。また、本社が長野県内にあっても、県外の事業所等でプロフェッショナル人材を雇用する場合も対象外です。

【補助対象者】

Q5：県内に本社がある企業です。プロフェッショナル人材を雇用後、しばらく県外で勤務をさせたいのですが、対象になりますか。

A5：対象とはなりません。本補助金は当初から県内で就業していただくことを条件としています。また、その人材が所属する事業所が県内であっても、実際に県外で就業するような場合は、一時的な出張等の場合を除き、対象となりません。

【補助対象者】

Q6：県内の事業所でプロフェッショナル人材を雇用して、県内で一定期間就業後に県外事業所で従事させたいのですが、対象になりますか。

A6：本制度は、県内で就業していただくことが条件となっていますので、あらかじめ県外で就業することが予定されている場合は対象となりません。

【補助対象者】

Q7：資本金又は出資金の総額が10億円未満の法人、常時使用する従業員が1,000人未満の法人又は個人事業主が補助対象となっていますが、それはいつが基準ですか。

A7：いずれも、申請時点を基準とします。上記要件を満たすことを誓約書で誓約していただくほか、資本金又は出資金の総額については、申請書に添付していただく直近の決算書類で確認します。

【補助対象者】

Q8：常時使用する従業員数は、会社の営業所単位での数ですか。

A8：申請事業者全体での数ですので、申請事業者が複数の支店や営業所を設けている場合、それらの合計の数とします。

【人材紹介】

Q9：人材はどのように探したらよいですか。

A9：長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、同拠点に登録した民間人材ビジネス事業者から紹介された人材を雇用した場合に補助対象となります。

詳しくは、同拠点にご相談ください。

○長野県プロフェッショナル人材戦略拠点

長野県からの委託により、企業等が求める専門的な技術や知識等を持つプロフェッショナル人材の活用ニーズを掘り起こし、都市部からプロフェッショナル人材の地方還流（UIJターン）を促進するために、一般社団法人長野県経営者協会内に設けられた機関です。

<詳細情報掲載先> <http://nagano-pro.com/>

【人材紹介】

Q10：民間人材ビジネス事業者からの紹介であれば、誰でも対象となりますか。

A10：長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、同拠点の登録民間人材ビジネス事業者から紹介を受け、雇用した人材が対象となります。補助認定申請の際、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点に、当該事業者が登録されていることを証明する同拠点発行の証明書添付していただきます。

【プロフェッショナル人材】

Q1 1：プロフェッショナル人材とは、具体的にどのような人でしょうか。

A1 1：長野県外で概ね5年以上、企業等での事業の計画・運営などの実績があり、かつ、受け入れる企業において新たな事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材を言います。

類型	人材イメージ	具体的な経験
経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材(将来の経営幹部候補も含む)	例) 企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者 等
販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材	例) 商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者 等
事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決(財務再構築、事業再編等)し、事業再生を推進する人材	例) 金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験を有する者 等
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値(改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等)を生み出すことのできる人材	例) 大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者 等

【プロフェッショナル人材】

Q1 2：プロフェッショナル人材は必ず長野県内に移住しなければならないのでしょうか。

A1 2：長野県内の事業所等で就業するのであれば、必ずしも県内に移住せずに、県外から通勤する場合も対象となります。

【プロフェッショナル人材】

Q1 3：事業主が求めるスキルとして、必要な資格を有していれば、勤務経験は無くてもよいですか。

A1 3：必要な資格を有していても、長野県外で通算概ね5年以上の勤務経験が必要です。また、その勤務経験が、申請事業者が作成する事業計画に沿ったもので、即戦力として真に求めているスキルである必要があります。

【プロフェッショナル人材】

Q1 4：在外邦人や外国人は、対象になりますか。

A1 4：プロフェッショナル人材としての要件を満たしていれば、在外邦人や外国人も対象となります。

ただし、雇用開始日前までに、日本で就労する手続きが完了しているものが対象です。

【プロフェッショナル人材】

Q15：対象となるプロフェッショナル人材は、年齢について制限はありますか。

A15：年齢に関する制限はありません。長野県外で概ね5年以上の勤務経験など、プロフェッショナル人材としての要件を満たし、具体的なイメージに合った人材であれば対象となります。

【プロフェッショナル人材】

Q16：既に県内に転居している人材は対象になりますか。

A16：原則として、これから県内へUJターンしようとする人材が対象です。ただし、例外的に、県外から県内への転居が概ね1年以内であって、かつ、この補助金の対象となる雇用以前に県内での正規雇用が無い方は、対象となります。また、既に概ね1年以上前から県内に在住していた方であっても、県外に勤務されていて、今回、県内に勤務する場合は、対象とします。

【プロフェッショナル人材】

Q17：県外にはいたのですが、退職してからしばらく働いていませんでした。補助金の交付対象となりますか。

A17：長野県外で概ね5年以上の勤務実績があるなどのプロフェッショナル人材としての要件を満たす限り、現時点で就業していない方も対象となります。

【プロフェッショナル人材】

Q18：事業主が求めているスキルについて5年の勤務実績があるのですが、そのうちの2年は長野県内で就業していた実績です。その分は勤務実績として通算してよいですか。

A18：長野県外で概ね5年以上の勤務実績が必要となりますので、県内での就業期間については通算できません。

【プロフェッショナル人材】

Q19：既に当社に出向でプロフェッショナル人材が勤務しており、まもなく出向期間が満了します。その後は当社で正式採用する予定ですが、その正式採用前に申請すれば補助対象となりますか。

A19：補助対象とはなりません。お試しの就業期間の有無にかかわらず、本事業対象として認定された後に就業することが必要です。

【補助対象期間】

Q20：お試し就業（有期雇用）期間を3か月設ける予定ですが、補助対象となりますか。

A20：雇用形態（正式雇用、有期雇用）にかかわらず対象となりますが、補助の対象となる期間は2か月となります。

【補助対象期間】

Q21：月の中途までの給与費はどのように計算したらよいのですか。

A21：原則、当該月の日数により日割り計算してください。

【補助対象期間】

Q22：雇用開始が2月です。3月の勤務分は対象となりますか。

A22：3月以降の分は補助対象となりません。2月分のみ対象となります。2月については1日付け採用者のみ補助対象とします。

【補助率】

Q23：補助対象経費は、全額補助されるのでしょうか。

A23：補助対象は、給与費のうち基本給に係る経費となります。補助率は、事業者が負担した経費の1/2以内です。なお、以下の重点分野にプロフェッショナル人材を雇用する場合、その補助率が2/3以内となります。

補助率が2/3以内となる重点分野は以下のとおりです。以下の分野（事業者の業種ではありません）に、プロフェッショナル人材が直接従事する場合とします。

①情報技術（IT）の開発、保守管理

具体例として、プログラム作成、情報システム開発、ソフトウェア作成コンサルタント、ウェブ情報検索サービス、アプリケーションサービスプロバイダー、情報ネットワークセキュリティサービス業などが挙げられます。

②医療機器又は健康福祉機器の開発

具体例として、治療機器、診断機器、手術機器、調剤機器、介護福祉機器、福祉用具、健康モニタリング機器などの開発が挙げられます。

③健康食品又は健康飲料の開発

具体例として、健康の保持増進に資する食品や飲料で、健康に関する効果や食品の機能等を表示して販売されているもの（栄養補助食品、健康補助食品等）の開発が挙げられます。

④省エネルギーに資する機械装置又は製品の開発

具体例として、エネルギーの使用を大幅に減らす低消費電力化が要求される機器や、低燃費自動車部品の開発などが挙げられます。

⑤自然エネルギーを活用した製品の開発

具体例として、太陽光や小水力、地熱など自然エネルギーを活用した変換装置や蓄電装置の開発などが挙げられます。

⑥電気自動車、小型航空機等の次世代交通分野に係る基幹部品又は加工装置の開発、保守

具体例として、自動車の走行・運行距離を向上させるための基幹部品の軽量化や、次世代航空機、次世代自動車等の電装化に対応した電子部品の開発などが挙げられます。

【補助限度】

Q24：補助対象経費に上限額はありますか。

A24：上限は設けていません。なお、1事業者につき、同一年度で補助対象とすることができる人数は5名が限度です。

【補助条件】

Q25：重点分野に該当するかどうかは、誰が判断するのですか。

A25：認定等申請の際に添付していただく事業計画書の1の⑥に、重点分野に該当するか否かを意思表示していただく欄がありますので、申請する事業者が、当該欄でその旨の意思表示をお願いします。その上で、県が事業計画書の2の記載内容を審査し、重点分野に該当するかどうか、判断します。重点分野に該当する理由を補充する資料を添付してください。

【補助条件】

Q26：補助金の認定等申請の時点で県税を滞納していますが、補助金の交付時までに納税することができる見込みであれば、認定等を受けることができますか。

A26：できません。申請の時点で県税の滞納がないことが条件です。なお、申請の際に添付していただく書類として、未納の県税徴収金がない旨が記載されている証明書の写しが必要です。

当該証明書は、所管する県税事務所（県合同庁舎内）で発行しておりますので、そちらで取得してください。

【事業の着手時期】

Q27：補助金の認定等申請前に、就業を開始していた場合、本補助金の対象となりますか。

A27：対象とはなりません。申請前に、当該人材と就業時の雇用条件及び業務内容等を調整し、雇用契約を締結することは可能ですが、勤務開始は補助対象認定の後となるようにしてください。

【補助対象経費】

Q28：補助対象経費となるのは「給与費」の他に、手当も含まれますか。

A28：含まれません。給与費の基本給（月額）のみが対象となります。また、申請金額が過小だった場合などで、勤務開始後に申請事業費が増額になっても、増額分について変更交付申請が認められない可能性もあります。

【補助対象経費】

Q29：補助対象経費となっている「給与」にプロフェッショナル人材に支払う「就職祝金」は含まれますか。

A29：補助対象になりません。

【補助対象経費】

Q30：出向によるお試しの就業を実施する場合に、出向元が費用負担する当該人材に係る経費は対象となりますか。

A30：補助対象となりません。事業主（出向先）が実際に負担する経費が対象です。なお、事業主（出向先）が負担する出向負担金は、給与費相当額として対象となります。

【補助対象経費】

Q31：人材ビジネス事業者に支払う費用は補助対象となりますか。

A31：人材ビジネス事業者に支払う費用は、補助対象となりません。ただし、プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、同拠点の登録民間人材ビジネス事業者から紹介を受けた人材を雇用したことが補助要件となります。

【補助対象経費】

Q32：要綱別表に、「国、県その他公的機関が行う事業との重複を認めない」旨の規定がありますが、これにはどのようなものが該当しますか。

A32：例えば、この補助金以外に国、県その他公的機関から補助金が支出される場合、当補助金は申請できません。

【補助金請求】

Q33：支出を確認できる書類を未作成の場合、補助金の交付を受けることはできますか。

A33：支出内容が確認できませんので、補助金を支給することはできません。必ず給与費用の支出が証明できる書類が必要です。

【補助金請求】

Q34：認定等を受ければすぐに補助金は受け取れるのですか。

A34：各認定事業者には、事業が完了した後に、必要な書類を添付して実績報告書をご提出いただきます。その内容を県が審査し、適正に完了したと認められれば、補助金額の確定の通知をお送りし、その後、要綱で定められた様式により、県あて請求書をご提出いただきます。適正な補助金の請求があった場合の補助金の交付は、翌年度の5月末までに口座振込により行います。

【補助対象者数】

Q35：補助対象とする事業者数に上限はありますか。

A35：上限は設けていません。ただし、予算の範囲内で補助金交付をしますので、当該年度の予算額に達する見込みとなった時点で、認定等申請受付を終了させていただきます。